

# 平成 31 年第 1 回芸西村議会「定例会」議事日程

平成 31 年 3 月 1 4 日

日程第 1 一般質問

招 集 年 月 日            平成31年 3 月14日

招 集 の 場 所            芸西村役場議場

開 会 時 間            午前 9 時00分

応 招 議 員

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	岡村 俊彰	○	2	岡村 興樹	○	3	伊藤 宏	○
4	仙頭 一貴	○	5	宮崎 義明	○	6	安芸友 幸	○
7	小松 康人	○	8	池田 廣	○	9	松坂 充容	○
10	竹内 英樹	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職 員	氏 名	職 員	氏 名	職 員	氏 名
村 長	溝渕 孝	副 村 長	池本 尚彦	教 育 長	池田 美延
監 査 委 員	大野 美智子	総 務 課 長	都築 仁	会 計 管 理 者	筒井 義明
健康福祉課長	山本 裕崇	産 業 振 興 課 長	岡村 昭	土 木 環 境 課 長	松本 巧
企画振興課長	恒石 浩良	教 育 次 長	佐藤 大輔	総 務 課 長 補 佐	長崎 寛司
健康福祉課長補佐	池田 加奈	産 業 振 興 課 長 補 佐	吉永 卓史	土 木 環 境 課 長 補 佐	池田 豪
企画振興課長補佐	藤川 薫				

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	荒井 祐輔
--------	-------

## 【 議事の経過 】

平成 31 年 3 月 14 日（木）

[ 9 : 00 開会 ]

### 《開会》

#### ○ 竹内 英樹 議長

ただいまの出席議員は 10 名です。定足数に達しておりますので、平成 31 年第 1 回芸西村議会定例会第 2 日を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### 《日程第 1》

#### ○ 竹内 英樹 議長

日程第 1、一般質問を行います。届出順に、順次発言を許します。8 番、池田廣君。

#### ○ 池田 廣 議員

おはようございます。8 番池田廣でございます。通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。粗大ごみの回収につきましてお伺いをいたします。ご承知のように、各地のごみの収集につきましては、月・水・金曜日が燃えるごみと生ごみなど各曜日と週によりまして、粗大ごみ以外は、村内各地区にありますごみステーションに出しておけば、収集車が来て持っていつてくれることになっております。しかしですね、粗大ごみだけは、かっぱ市の東にあります集積所に、各それぞれ個人が第 1・第 3 日曜日に持ち込むということになっております。粗大ごみといたしましては、扇風機あるいは掃除機、炊飯器などの小型の物から、タンスや自転車、じゅうたんなどの大きな物までさまざまでございます。車を持っておりましても、乗用車を持っておりましても、大きな物はそうそう運ぶことはできません。また、車を持たない人は、炊飯器など小型の物でも、集積所まで持っていくには大変な労力を要することというふうにも思います。当村でも今後、高齢化はますます進行していくものと思われましますし、粗大ごみを遠方の集積所まで持っていくことが、困難な村民は増えることになるというふうにも思います。そこで、いかがでしょうか。集積所より遠方になる地区に、新たな粗大ごみ用の収集場所を設けてはいかがかというふうにも思います。各地区にあるごみステーションを使えばよろしいですが、現状ではなかなか難しいようにも思います。例えば、私の考えでは、瓜生谷あるいは馬ノ上で 1 カ所、そしてまた和食郷、西分郷、長谷寄などに設けまして、年に 2、3 回ですかね、収集するということで、住民の負担の軽減にもつながると思っておりますがいかがでしょうか。お伺いをいたしたいと思っております。

#### ○ 竹内 英樹 議長

松本土木環境課長。

#### ○ 松本 巧 土木環境課長

おはようございます。池田議員のご質問に対しまして、担当課より粗大ごみへの対応状況についてご説明をさせていただきます。家庭で出る粗大ごみにつきましては、和食堀切にあります粗大ごみ集積場所におきまして、議員も申されましたように、毎月第 1・第 3 日曜日に持ち込みによる受け入れを行い、処分を行っております。

ごみの収集場所につきまして、一般の可燃ごみにつきましては、収集車が安全に停車、作業できる範囲で各地区の選定した場所にごみステーションを設置しまして、日常の管理につきましては各地区で行っていただいております。

一方、粗大ごみにつきましては、一般のごみと違いまして、大きくかさばるごみであるため、路上や住宅の周辺で放置されることによる安全性や環境面の問題、また、収集できないごみが持ち込まれることを防ぐためにも、通常は施錠いたしました村管理の場所で期日を指定して受け入れを行っております。

近隣の市町村に粗大ごみの取り扱いの状況につきまして聞いてみますと、収集回数や収集場所、手数料の有無につきましても各市町村ごとで異なっておりまして、それぞれに課題や問題もあるということです。

今後、芸西村におきましても、集積場所への持ち込みが困難となる方も増加するものと思われるので、担当課といたしましても、何らかの対応策についての検討は必要であるものと考えております。

○ 竹内 英樹 議長  
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。池田議員からは粗大ごみの回収につきましてご質問をいただいております。おおよその答弁につきましては、先ほど担当課長のほうからさせていただきましたが、特に高齢者の方々を中心として、粗大ごみの処分につきまして、車に乗らない方は当然のこと、特に集積場所から遠くにお住まいの方にとりましては、大きな負担になっているものと思われます。そうした点も踏まえまして、池田議員のご指摘のように、村内何カ所かに集積場所を構えることができれば、利便性は大きく向上いたしますが、実施に当たりましては、いくつかの課題となる点も考えられるところでございます。

集積場所につきましては、現行のごみステーションや解放された土地ですと、新たな不法投棄への対応策も出てまいりますし、私も不勉強でございましたが、別途、廃棄物の保管場所の法的な基準などもあるようですので、適切な用地の確保や施設の整備、そして管理人や収集運搬に係る費用といった財政的な面、また、現実的に村内何カ所かに整備された際に、その場所が家から遠い近いといった利便性の格差に対するそれぞれの住民の意識の受け止め方の違いなども出てきようかと思っております。しかしながら、高齢者が生活していく中で、日常の買い物や通院などの移動手段の問題などと同様に、粗大ごみの持ち込みもご本人にとりましては、大きな問題であるのは確かなことです。住みやすい村づくりを標語する本村におきましては、大きな課題の一つと認識しております。

対応策につきましては、議員にご提案いただきました方法も含めまして、いろいろな工夫も考えられるのではないかと思いますので、他市町村の取り組み事例なども参考にしながら、今後、どういった方法であれば村として取り組むことが可能であるか、整理、研究をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長  
8番、池田廣君。

○ 池田 廣 議員

課長、そしてまた村長からは、前向きなご答弁というものをいただきましたが、やはりこれから先、考えてもですね、私自身はこれから先、どの市町村でも、やはりこの問題というのは、取り組まざるを得ない問題になってくるといふふうに私自身は認識しております。また、場所につきましてもですね、やっぱりそれぞれのどっかに設けるといふことが難しいといふのであればですね、例えば、滑り出し、一つのやり方としてですね、いわゆる予約制といいますか、私んところへ、例えば年に2回ぐらい粗大ごみの収集日を決めると。そしたらその時に、各村民の方、あるいは年齢制限を設けてもよろしいかとは思いますが、村民の方からまず役場へ、私んところへ来てくださいといふふうな先に予約をもらって、そしてそこへですね、委託した業者が回るというふうなことも一つの方法ではないかといふふうに私は思っておりますので、今後検討される折に、そういったことも一つお考えをいただきたいというふうに思います。答弁は結構ですので、はい、よろしく申し上げます。

○ 竹内 英樹 議長  
5番、宮崎義明君。

○ 宮崎 義明 議員

5番、宮崎です。通告に従いまして質問をいたします。まず、寄附金の実績についてお伺いいたします。

25年度より力を入れてきたふるさと納税も、ありがたいことに、29年度は3億円を突破して単独事業費に充当することができ、また、30年度は5億円に達したと聞き及んでおります。しかし、ふるさと納税の使途金額や返礼品費などに関しては、村民には十分に発信されていないように思われます。広報げいせい2015・6月号には、指定された5つの事業の種類に基づき活用実績報告が詳しく掲載されています。しかし、27年度より寄附者の皆さまへのお知らせとなり、活用希望のみが掲載されており、村民に対して事業の実績報告がなされていません。納税者が主役であるので、納税者のページになってもやむを得ないが、村民にも詳しく実績報告をすべきではないかと思うがいかがでしょうか。また、26年度の実績では、概算で納税額の約80%が単独事業に活用されておりますが、27・28・29年度の単独事業への活用率はどのようになっているかお尋ねします。近年、多額の寄附金ばかりが注目されるわけですが、返礼品費いわゆる報償費については、議会だよりには掲載されるが、広報には載っていません。一般会計決算書には、収入と支出が記載されているので、収支の財布が違うことなど知りませんでした。村民の中にも寄附金総額から報償費や手数料を差し引きされたのが残額だと思っております。村の歳入歳出だから、どの道同じではないかと思われる方もいるかもしれませんが、大きな違いがありますので、正しく広報してやるべきではないでしょうか。

次に、次の質問をいたします。昨年の台風の高波により、旧海水プール東の村道併用区間海側、そして江渡・叶木間の防潮堤南側の自転車道に沿って、大量のごみが打ち寄せられています。また、自転車道には、木枯らしによって大量の松葉が堆積している箇所もあり、自転車通行にも支障を来す恐れもあります。これからの暖かな季節となると、大勢のお遍路さんが海を眺めながら行き来し、また、春休みとなると親子連れのサイクリング車も通行いたします。村の管轄外かと思われそうですが、白砂青松の自然豊かな琴ヶ浜を有する当村のイメージが損なわれるので、関係機関に清掃を要望してはいかかでしょうか。また、和食駅南の自転車道には地区の排水路がありますが、台風の高波で埋まった状態となっています。道路上は県から委託された業者が、本当にきれいに清掃をしてくれましたが、排水路は手付かずのままです。現時点では、排水路があふれており、暖かくなると異臭がたちますが、管理はどのようになっているかお尋ねいたします。

○ 竹内 英樹 議長  
恒石企画振興課長。

○ 恒石 浩良 企画振興課長

おはようございます。担当課より宮崎議員のふるさと納税に関する質問にお答えをさせていただきます。平成28年4月に、芸西村を応援しようとする人々からの寄附金を積み立て、寄附者の意思を尊重し、応援者の意向を反映した施策を展開することで、活力ある村づくり、幸せを感じる村づくりに資することを目的として、芸西村ふるさと応援基金が創設されました。これにより平成27、28年度分の寄附額全額をふるさと応援基金に積み立て、今後の寄附目的に沿った施策に充てることとしたため、活用実績とせず、寄附者の皆さまへのお知らせとして掲載をしております。

活用率は、平成27、28年度については、基金に積み立てたため、数値に出てきておりません。平成29年度につきましては、約5.5%となっております。

ふるさと納税に関する資金収支の仕組みについては、これまで詳しく広報等で説明する機会を逃してまいりました。改めてご説明いたしますと、寄附金は、一旦ふるさと応援基金に積み立てられます。積立額は、年度の寄附金額全額となり、翌年度以降の寄附目的に沿った事業に充当されます。また、必要な返礼品等の経費は、別途、年度内予算にて支払われます。財政運営上、なぜこのような流れをとるのかというと、単年度収支でふるさと納税が完結するものと考えますと、議員の言われるように、寄附金から返礼品等の必要経費を賄うこととなり、寄附される方の希望する使途に寄附金を全額使えなくなることを回避するという考え方に立っているからです。

寄附は寄附金として受け入れ、そのお礼としてルールの範囲内でお返しをお送りする、という基本的な説明が十分でなかった点は、今後改正し、改めて広報してまいりたいと考えております。

○ 竹内 英樹 議長  
松本土木環境課長。

○ 松本 巧 土木環境課長

宮崎議員の自転車道周辺の整備につきまして、担当課よりお答えをいたします。昨年は非常に勢力の強い台風が何度も接近したため、琴ヶ浜に大量の流木やごみが打ち上げられました。砂浜の大きい流木やごみにつきましては、安芸土木事務所により処分を行い、自転車道につきましても、高波によって打ち上げられた砂を自転車が安全に通行できるように除去していただいております。管理者であります県に確認いたしますと、自転車道につきましては、台風等の異常気象時にはパトロールを行いまして、通行に支障がある場合には、維持業者に依頼して清掃を行っているということでもあります。また、年間2回は自転車道沿いの草刈りも行っているということでもあります。

昨年の台風後の自転車道沿いのごみの清掃につきましても、村から処理を依頼した経過もございますが、県としましては、管理区域が海岸部の全域にわたる中で、予算の限りもあり、なかなか小さいごみまでは対応が難しいというのが実情のようです。

村の対応といたしましては、野外劇場周辺につきましては、管理委託の中で清掃を行っていただいております。また、秋のイベントの前には住民のご協力もいただき、浜や松林の清掃も行っておりますが、ご質問にありますプールから東の広い範囲につきましては、そのままの状態となっております。広範囲となりますと、予算面からも、業者等をお願いして継続的に清掃活動ということになれば、難しい面がありますが、例えば、芸西村環境の日やイベント等に合わせまして、ボランティアを募り清掃活動を行うといった方法も検討することになるのではないかと考えております。また、プールから東の一部につきましては、野外劇場周辺の委託業務の範囲で対応できる部分につきましては、担当課とも協議していきたくと考えております。

次に和食駅南の自転車道にあります水路の管理についてですが、住宅地内の排水路は別といたしまして、防潮堤から自転車道を横断する水路が、台風の高波で砂がたまって流れないという状況であれば、村での対応になるものと考えております。

村といたしまして、日常的な点検や管理ができていないわけではありませんが、現場の状況も確認させていただきまして、周辺の住民や通行人に影響を与えている状況であれば清掃を行いたいと考えております。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長

5番、宮崎義明君。

○ 宮崎 義明 議員

活用率は、納税額が毎年多くなって、分母が大きくなれば単独事業に対し、例年通りの活用率とはならないでしょうし、また基金にためておくのは当然だと思っております。ただ、納税額が少額な時は、気にもならない他人の財布ですが、多額となるとまた違った見方となってきます。どのような事業に活用されたかは知る権利が村民にあり、また、行政は知らせる義務があるかと思われます。主な活用事業で構いませんので、どのような事業だったか教えていただきたいと思っております。さらに、納税金はですね、厳正に活用されているわけでありますので、村民に対する行政からの発信の仕方といいますか、アピールの方法を今一度見直して、村内外の広報活動に取り組んでいただきたいと思っております。

二つの目の自転車道の排水につきまして、防潮扉の管理を職員がしているので管理は村にあるのではと思っております。この周辺の浜地区は、排水を浜に流さなければならないという地理的条件があります。下水道が整備されておりますが、諸事情で加入されていない方もいます。以前は出役で、清掃もしていたでしょうが、高齢者も多く、また住民も少ないため行政頼みとなっておりますので、防潮堤閉開時には排水路にも十分注意を払っていただきたいと思っております。以上です。

○ 竹内 英樹 議長

恒石企画振興課長。

○ 恒石 浩良 企画振興課長

宮崎議員のふるさと納税の再質問にお答えいたします。平成29年度の活用率5.5%の内訳は、乳幼児医療に200万円、環境制御技術普及加速化事業に600万円、園芸用ハウス整備事業に1000万円の合計1800万円

を事業充当いたしております。

広報につきましては、改めて広く広報してまいるように考えておりますので、よろしくお願いたします。

○ 竹内 英樹 議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

宮崎議員からは、ふるさと納税寄附金の実績についてご質問をいただきました。担当課長からの答弁にもございましたが、現在国において新たな法整備が行われております。ここにきて、一部自治体と国との摩擦が大きく取り上げられておりますが、この制度については、一つの限られた環境の中で自治体間の競争をあおる傾向がもともと強いことに加えまして、国の法整備が後手後手になってきたこともあって、行き過ぎた取り組みと批判をされている一部自治体の国に対する反論も、部分的には理解できる場所もございます。個人的には、このままでは新たな法整備がなされれば、またその中で新たな自治体間の競争が生まれて、規制がその後を追い掛けるという悪循環が続くのではないかなという懸念もございますけれども、与えられた環境の中で、村の魅力を最大限に発信をする努力を続けていきたいと考えております。村としましては、皆さまのご厚意で頂いた寄附につきましては、寄附していただいた方の意志を尊重した施策に活用することを基本に考えております。宮崎議員ご指摘のように、この制度設計の考え方を広く、分かりやすく住民に説明をすることは、制度への理解を深めるいい機会につながると思います。また、そのことによりまして、ふるさと納税による事業効果が、より目に見えて実感をしていただけるものだというふうにも考えます。さらに、寄附をされる方にとりましては、寄附の使途が明確になることによって、謝礼品目当てでの寄附ではなく、芸西村を応援してもらえる機会を与え、リピーターにつながる施策となることとなりますので、改めて広報の在り方なども研究をしてまいりたいと思います。

それから、今後の活用方法についてのご質問も合わせてあったように思います。実際には、現時点での事業にいくらといった充当額を具体的に決めているわけではございません。しかしながら、寄附していただいた方の希望については、データとして集積できておりますので、できるだけその意向に沿った形での運用を考えていきたいと思っておりますし、合わせまして、あまり雑多な費目、例えば消耗品的な事務経費ではなくって、ハードソフト問わず重要な施策として将来に形として残るような事業、経費に有効に充てるということを念頭に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、自転車道周辺整備についてのご質問ですが、内容的には担当課長がお答えをしたとおりでございますが、なかなか県のほうもやっただいておりますけれども限界もあり、部分的には、やはりそこは県ではなくって、村とかその地域住民さんのご協力もいただきながら管理をしなければいけない部分というものもあると思いますので、それから、プール跡地周辺につきましては、現在委託している方が、非常に丁寧に掃除をしていただいております。その方のご協力も、また少し拡大をしてご協力いただけないかなというような形なども含めまして、いろんなことを協議をしていきたいというふうを考えておりますので、よろしくお願をいたします。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長

6番、安芸友幸君。

○ 安芸友 幸 議員

6番安芸友幸です。通告に従いまして、児童虐待のない村を目指しどう取り組むかを質問します。児童福祉法では、児童とは18歳に満たない者を指しています。その中では、全て児童は、心身の健やかな成長並びに自立が図られ、福祉を等しく保障される権利を有する。そして、全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならないと記されています。全て国民はということは、親に協力しながら社会全体で子どもを適切に養育することだと思っております。そして、児童は、生活を保障され、愛され、保護されなければならないということだと思っております。しかし今、日本では、虐待により子どもの尊厳が脅かされ、命まで落とすという不幸な事件が後を絶ちません。当村は、決してこのようなことが起こらないよう皆が力を合わせ、子どもを守ることが重要だと思っております。

そこで、まず始めに、児童虐待について村長の考えをお聞きします。

次に、児童虐待の防止と対策をどう進めるかを質問します。まず第一に、各機関はどのような体制や連携で取り組んでいるのかお聞きします。2点目としまして、家族支援についてです。多くの親たちは、子どもの誕生を喜び、子どもの安全と幸せのため全力で養育しています。それは、日々親の姿を見るとよく分かります。一方、夫婦間のDVや子育ての悩み、経済的な困窮、孤立など、親が悩みやストレスを抱えている場合、子どもへの暴力の要因となることもあると聞きます。親や家族支援が重要と思いますが、どのように支援をするのでしょうか。3点目としまして、地域の養育力についてです。私たちは、日々、子どもたちを見たり、言葉を交わしたりします。しかし、子どもの異変に気付いても、どうしてよいか分からないという声を聞きます。社会問題となっている虐待の防止と正しい対処の仕方、何より、子どもが健やかに成長するため地域住民は何をすべきかを研修する機会があればと思います。子どもは地域の宝、子どもたちが幸せな人生を歩めるよう地域の養育力と教育力の向上を図ることが大切だと思いますがどうでしょうか。4点目としまして、村の姿勢のPRについてですが、当村は子育て支援が進んでいる村とよくいわれます。ぜひ、今後も力を入れていただきたいですが、チラシとか広報、横断幕、看板などを利用して村の姿勢を常時アピールすることも重要ではないでしょうか。人権を守るまち、暴力追放のまちなど役場庁舎へ看板などを掲げている自治体を見ると心強い感じがします。村民の意識化や安心感に加え、村のPRにもなると思うので、ぜひやってほしいと思いますが、村長はどのようにお考えでしょうか。以上質問します。

○ 竹内 英樹 議長  
山本健康福祉課長。

○ 山本 裕崇 健康福祉課長

おはようございます。安芸友議員の質問に対しまして、実務が関連する部分がございますので、担当課のほうからお答えをさせていただきます。まず、児童虐待につきましては、定義につきましては、児童虐待の防止等に関する法律第2条のほうで示されておりまして、保護者から身体への暴行、児童へのわいせつ行為とわいせつ行為をさせること、心身の正常な発達を妨げる減食・長時間の放置、著しい暴言・拒絶的対応・著しい心理的外傷を与える言動を行うこととされておりまして。また、第3条では、児童に対する虐待の禁止の規定がありまして、「何人も児童に対し、虐待をしてはならない」ということが示されておりまして。

児童虐待につきましては、法で示されているとおりでありまして、虐待についてはケースに応じた対応が必要になります。緊急を要する虐待の通報があった場合につきましては、児童相談所や警察署などの連携によりまして、迅速な対応をとる必要が出てきます。

虐待の通報や相談があった場合につきましては、児童の安全を確認しながら、状況把握や虐待に至ったと思われる要因分析をするとともに支援策の検討を行いまして、防止に向けた働き掛けを行うという必要が出てきます。

何より、虐待が起きないことが大切でございます。地域住民が虐待に関心を持っていただけることは、虐待防止に効果がありますが、地域住民からの虐待の通報や相談をもって、保護者が心を痛めたり、児童や保護者が精神的に追い詰められることがないような対応にも配慮しながら、虐待防止に取り組む必要があります。なお、虐待に限らず、日頃から特に見守りが必要な家庭につきましては、関係機関で組織します協議会において、支援策等を検討することとしております。

2番目の各機関の体制や連携についてですが、村では、見守り等が必要と考えられる家庭につきまして、児童及びその保護者等に関する情報交換や支援内容の協議を行う組織として、要保護児童対策地域協議会を設置しております。構成員としましては、高知県立中央児童相談所、安芸福祉保健所、安芸警察署、女性相談支援センター、高知県教育委員会、芸西村社会福祉協議会、芸西村民生委員・児童委員協議会、芸西村教育委員会、保育所、幼稚園、小学校、中学校、健康福祉課となっております。構成機関は同一の認識のもとに、それぞれの役割を分担しております。この組織は、実務者会がありまして、そこでは年3回行うこととしておりまして、必要に応じた個別ケース検討会を実施しております。各機関との連携につきましては、日常的に児童や家庭の変化があればすぐに健康福祉課や家庭児童相談員を中心に情報が共有できるような状態にあります。

次に、子どもの安全と幸せのため、家族支援が重要と思うがどうかということでございます。議員のおつ

しゃられますとおり、子どもの安全と幸せのため、家族支援が必要であるということは大変重要であると考えております。虐待等の要因には、個別性や専門性がありまして、場合によっては、児童相談所や療育機関などの専門機関に相談しながら個々にあった対応策が必要になってきます。先にお話ししました要保護児童対策地域協議会の実務者会や個別ケース会におきまして、情報共有を行い、支援策を協議し、関係機関ごとに役割を持った対応を行うこととしております。

次に、地域住民対象の研修を通し、地域の養育力の向上を図ることが大切ではないかにお答えします。虐待に関係する研修につきましては、県に問い合わせをしましたが、現在のところ行う予定はないということでした。虐待につきましては、個々の事件について特殊な個別性があるため、住民向けの研修につきましては、今後、ちょっと研究していきたいと考えております。なお、お話がありました、虐待の相談と連絡につきましては、児童相談所や芸西村役場の健康福祉課になります。児童相談所への連絡につきましては、平成27年7月から「189（いちはやく）」に電話すれば近くの児童相談所につながるようになっていきます。そうした危険な場合や緊急を要する場合は、警察署への連絡となります。これらのことにつきましては、広報が可能ですので、広報していきたいと考えております。

次に、チラシ、広報、看板などを利用し、村の姿勢を常時アピールしてはどうかということでございます。毎年11月は、国において児童虐待防止月間と定められ、全国的に知られているところではありますが、その他の広報啓発については行えておりません。なお、チラシ、広報につきましては、国や県から情報を収集しながら検討していきたいと考えております。虐待への村の取り組みにつきましては、国や県から示されていることをちょっと行ってございまして、他の市町村と特別な取り扱いを行っているものではありませんので、村独自の看板やキャッチフレーズの作成については、現在のところは考えておりません。以上です。

○ 竹内 英樹 議長  
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

安芸友議員から児童虐待のない村についてという表題でご質問をいただいております。それぞれ質問のありました項目につきましては、先ほど担当課長から実務的な内容につきましては、ご答弁させていただいたとおりでありますけれども、児童虐待についての村長の考えを問うというふうなことでございましたので、まずはその部分について答弁をさせていただきます。

まずは、法的な部分でありますとか、各関係機関との連携、また体制等については、先ほど担当課長が答弁したことになりますので、重複をいたしますので、省略させていただきますが、今回の児童虐待、児童虐待防止対策につきましては、昨今の状況からも国、県そして村においても喫緊の課題として認識をしております、これは重要な問題として取り組まねばならない命題でありまして、特に児童虐待への対応策につきましては、度々制度改正や関係機関の体制強化などによりまして、その充実が図られてきてはおりますが、現実には深刻な児童虐待事件が後を絶ちません、関係機関ともども胸を痛めている状況でございます。特に虐待につきましては、防止対策が最も重要であるというふうな考えに立っております、中でも、児童虐待の発生予防、児童虐待発生時の迅速・的確な対応が極めて重要であるというふうに考えておりますが、それぞれの虐待につきましては、特殊性、そして個別性、そうしたものがありますだけに、国・県と連携を密にして慎重かつ丁寧に取り組む必要もあるというふうに考えております。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長  
6番、安芸友幸君。

○ 安芸友 幸 議員

村の対応については、いろいろなされているということがよく分かりましたのでよかったですと思います。ぜひ進めていただけたらと思いますが、異変を見たときとか感じたときには、そしたら児童相談所というても、なかなか住民にとってはちょっとあれかも分かりませんので、健康福祉課のほうへ連絡すればよいということですね。それで、そこまでいなくても、やっぱり虐待ということは、いろんな段階というか内容の違いもあると思いますので、私はいろんな学習を通して、子育ての正しい認識を持つと、その中の虐待と

いうことも学んでいかないかんことじゃないかと思ひまして、研修ということを言うたわけですが、例えば夫婦間のDVを子どもが見ているということは、やっぱり子どもにとっては心理的な虐待になるといわれております。そしてそれが、その後の子どもの人間形成にも影響するということがありますし、また、しつけという名で暴力とか体罰は禁止ということも、今はもうそういう方向へいっておりますが、やっぱりしつけのためには少々叩かないかんやいう声もありますけれども、やっぱりしつけと暴力、虐待ですね、の違いということをきちんと学んで知るといことは大事なことでないかと思ひます。言うこと聞かんきに、ちょっと叩くばあは、えいわということではなくて、やっぱりしつけと虐待の違いということをきちんと分かれば、それはなくしていかないかんということにもなると思ひますので、やっぱりその正しい認識を持つということで、何らかの研修とか広報活動とか啓発とかそういうことをやっていただけたらと思ひます。住民はやっぱり見守りとか声掛けが重要で、これがやっぱり一番住民サイドではできることだと思ひますので、またみんなでやっていかななくてはならないかなと思ひました。村独自のということは、また考えていないということでしたが、私は、4番目ですが、これはやっぱり村の姿勢を表すということにもなると思ひますので、また前向きにぜひ検討していただけたらと思ひます。以上です。

○ 竹内 英樹 議長  
山本健康福祉課長。

○ 山本 裕崇 健康福祉課長  
安芸友議員の再質問にお答えしたいと思います。虐待の相談等がありましたら、健康福祉課で構いませんが、関係性がある分、話しにくいという場合には、「189（いちはやく）」へ掛けていただければ、児童相談所へつながるといことになります。どちらでも構いません。そちらのほうからうちのほうに、連絡があるようにはなりますのでお願いしたいと思います。それと、虐待への取り組み、広報、研修につきましては、国とか県、今回の事件でもしつけというキーワードも出てきましたので、そこら辺も含めまして情報収集しまして広報、あるいは研修できる部分があればですね、研修取り組みたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○ 竹内 英樹 議長  
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長  
安芸友議員の再質問に関連して、答弁をさせていただきます。議員、ご指摘にもありましたけれども、ご承知のとおり、犯罪性のある、また、行き過ぎた虐待行為というものは、根絶すべきであるというふうを考えるのは、これはもう誰も異論の余地のない関係者共通の認識でございます。一方で、把握、判断の非常に困難な問題として、しつけに関連することがございます。これは、民法のほうにも規定をされておりました、「親権を行う者は、監護及び教育に必要な範囲内で子を懲戒することができる」というふうに法律上は規定をされております。安芸友議員が取り上げられました虐待という問題は、それぞれのケースで、家族構成や家庭環境などによりまして大変特殊な個別性があり、犯罪につながるような場合は、これは論外でございますが、状況把握が十分でないまま安易な形で糾弾をし、それが表面化してしまえば、場合によってはかえって保護者を精神的に追い込んでしまうケースも片やあるというふうに聞いておりました、大変多種多様でデリケートな問題でございますので、スピード感は持たなければいけないと思ひますけれども、関係機関とともに丁寧に対応する必要もあるのではないかなというふうには考えております。こうしたことから、虐待根絶のみに特化をして、村の独自の取り組みの宣言とかキャッチフレーズを考えて、よその自治体より先にこういうものを宣言すれば、子育て支援をする村の姿勢として村外にもアピールできるというふうなことのお考えも分からないことはないですが、それについての看板作成だとかいうふうなことが、最も適切な案であるかなというふうな、そういうふうなところには、まだまだ議論が行きついておりませんで、そうしたものの具体的な施策をやるならば、具体的な施策をどう行うのか、そしてまた、体制等もどういうふうな体制にしていくのか、そうしたものの実効性といひますか、何をどうやるということもセットで考えて議論をこれからしていく必要があるというふうに考えておりますので、課長も言いましたが、拙速にはなかなかでき

ないというふうには考えております。ただし、安芸友議員がご提案いただきましたので、そうしたことには基づきまして、看板等の標示物で虐待とかいうことに特化したものではなくて、子育て支援に関連した何か別の適切な表現があるかどうかにつきましては、今後の課題とさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長  
6番、安芸友幸君。

○ 安芸友 幸 議員  
虐待という言葉が、非常に内容がデリケートでいろんな問題を含んでいるということは、十分承知しております。私も質問の仕方も考えたつもりなんですけれども、やっぱり県とか、国がまだということをよく聞きましたけれども、やっぱり村の独自性という面で、デリケートな部分、難しい部分をほじくり返してどうというつもりで私は言ってるわけではないですけれども、やっぱり子育てとか、子どもの安全、幸せということを村は取り組んでいるんだという姿勢を私は示していただけたらと思います。やっぱり、いろんな面で村の独自性ということを出してもらったらと思って質問しました。最後に、村長が言ってくれましたので、ぜひ進めていただけたらと思います。

○ 竹内 英樹 議長  
答弁はいりませんか。  
1番、岡村俊彰君。

○ 岡村 俊彰 議員  
おはようございます。1番の岡村俊彰です。通告に従いまして、一般質問させていただきます。前段で宮崎議員のほうから、ふるさと納税の実績についての質問がありましたが、私のほうからは、ふるさと納税の今後についてお伺いします。なお、同じふるさと納税についての質問のために多少内容が重複しますことを、あらかじめお許ししたいと思います。

さて、これまで右肩上がりに伸びてきたふるさと納税は、貴重な一般財源として、ふるさと納税は当村にとっては欠かせない制度の一つだと思います。しかしながら、近年の過度な返礼品競争において、平成30年度には総務大臣より返礼品については、寄附額の3割以下で、かつ地場産品にするようにとの通知が出ました。さらに、平成30年9月に総務省は過度な返礼品を送っている自治体をふるさと納税の制度から対象外とし、税控除を受けられないように法改正を行うことを検討するとし、平成31年通常国会に地方税法改正案を提出する方針を示しました。

今後は、当村もこのルールを守り、ふるさと納税を維持していかなければならないと思いますが、当村には大きな自治体よりは地場産品が少ないのが現状であります。このままでは、順調に伸びてきたふるさと納税が減ってしまうことが懸念されます。地場産品の少ない当村ですが、黒糖、なす、ピーマンなどの全国に誇れる地場産品があります。この素晴らしい地場産品を利用して、ふるさと納税の返礼品として新しい商品開発や、それに伴う加工品施設なども進めていくべきと考えます。

当村のなす、ピーマンなどで新しい加工品ができれば、今までは単価が安く商品価値がなかった下級品が使えて、農家所得のアップにもつながるのではないかと思います。ふるさと納税を維持し伸ばしていくために、今後当村としてどのような施策を行うのかをお伺いします。

○ 竹内 英樹 議長  
恒石企画振興課長。

○ 恒石 浩良 企画振興課長  
岡村議員の質問にお答えをいたします。2018年度は5億円を超え、寄附額は高知県でも5番目になる伸びを見せております。また、村のこれまでの寄附額の累計額は10億円を超え、ふるさと納税は芸西村の貴重な収入源の一つとなりつつあります。議員の言われるとおり、今後、法改正による寄附額への影響が予想され、

その対策が必要となってまいります。今後の寄附額向上に向けた取り組みといたしましては、まず1点目にふるさと納税を取り扱う新規サイトとの契約を増やし、サイトを通じてより多くの利用者に対し、芸西村へのふるさと納税のアピールを行っていきたく思います。2点目に、返礼品の取扱件数を増やすため、返礼品の内容に付加価値をつけ、寄附額増へつなげる取り組みを行うことを検討いたします。3点目に、利益が直接地域に還元されることとなる村の基幹産業由来の産品を、特産品としてプレミアム価値を付与することで、新たな返礼品の商品化を検討したいというふうに考えております。

加工品と加工場等につきましては、芸西村は、議員のおっしゃるとおり地場産品の多い村と言えないのが現状でございます。そのため加工品の開発については、芸西村まち・ひと・しごと創生総合戦略の具体的な事業目標として取り組んでおります。これまでの取り組み状況といたしましては、かっぱ市ではすり身天の商品化を行い、集落活動センターでは黒糖を使った乳製品を試作し、商品化に向けた取り組みを行っております。議員の言われる規格外農作物等を利用した加工品につきましても、農家や農業団体等とも協働して、まず、プレーヤー、生産主体の検討など商品開発に向けた取り組みをまず行う必要があるものと考えております。

加工場につきましては、平成24年度から検討をしてきた経緯がありますが、当時検討された加工品の市場での需要見通しや、販売戦略に課題があったこと、それから、先ほど申しましたが、プレーヤーとなる者がいなかったこと等の問題から、実現には至っておりません。加工場整備に当たっては、これらの課題を改めて検証し、検討し直して必要があるものと考えます。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長  
1番、岡村俊彰君。

○ 岡村 俊彰 議員  
1番の岡村俊彰です。再質問させていただきます。先ほど、お答えいただきましたふるさと納税の今後の施策に加えて、これからはソーシャル・ネットワーク・サービス、いわゆるSNSなどを活用してのPR活動も、ふるさと納税には有効な手段と考えます。これまで、当村にふるさと納税をしてくれた方々に対するリピーター確保のためのPR活動は行っているのでしょうか。また、ふるさと納税者をサイト上で待つだけでなく、こちら側からの売り込みも必要ではないでしょうか。今後のリピーター確保や新商品などのPR活動についてはどのような施策を行うのかをお伺いします。

○ 竹内 英樹 議長  
恒石企画振興課長。

○ 恒石 浩良 企画振興課長  
岡村議員の再質問にお答えいたします。芸西村の寄附者を分析いたしますと、20代から50代のSNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを利用する世代が、約54%を超えておまして、このWebサービス等を利用した広報は、現在の寄附者の中核を占める層に対して、最も効果的な方法であると考えられます。従いまして、今後はふるさと納税を取り巻く業界等の情勢も鑑み、村のSNS等を活用した広報も積極的に行ってまいりたいというふうに考えております。

○ 竹内 英樹 議長  
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長  
岡村議員からの再質問にお答えをいたします。先ほどから、ふるさと納税の今後についてのご質問をいただいております。個別的には、担当課長の答弁のとおりでございます。また、先ほど宮崎議員のほうへもご答弁させていただきましたので、重複する部分につきましては、ご容赦をいただきたいと思います。国におきましては現在、過度な返礼品を送り、制度の趣旨をゆがめているような団体につきましては、ふるさと納税の対象外とすることができるような制度の見直しを行っております。法改正による本村への影響につつま

しては、現在国において法案は審議中でありまして、改正後の法の施行が6月となることから、現時点では具体的な内容が明らかにはされておられません、今後の影響額はどのようになるのか少し分からない状況でございます。先ほども申し上げましたが、新たなルールのもとで、市町村間での競合が始まるわけでございますので、仮に地場産品の定義付けの枠が県内産品でよろしいということになりますと、例えば芸西村独自の産品が県内の市町村全体で扱われることとなりますので、結果として、県全体としてはいいかも分かりませんが、納税者にとりましては、自治体を選ぶ基準が非常に曖昧になってくるのではないかなというふうに思っております。場合によりましては、本村の独自性が極めて薄くなっていくというふうなことも危惧をされておりますので、以前にも増して、その魅力のある返礼品の開発の企画力とか、販売の方法についての独自性をどう持つのかというふうなところを確立していかないと、村としての独自性が際立ってこないのではないかなというふうな、今感覚を持っております。こうしたことも含めまして、先ほど担当課長も申し上げましたが、本村では集落活動センター事業によりまして、芸西村特産の黒糖を使いました黒糖ミルクバターの商品化を進めておりまして、こうした新たな取り組みも生まれております。こうしたものの延長線上に岡村議員のご指摘のような、また新たな加工品の開発があると思えますし、それを実現するためのハード、人的体制などの具体的な協議も順次必要になってくるというふうには思っています。今回、岡村議員にご指摘いただきましたような、地元にある資源を効率的に活用して、地場産品を増やし、地域農家に直接還元できるような取り組みにつきましては、さらなる努力研究を重ねてまいりたいというふうにご考えております。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長

暫時、休憩します。

〔休憩 10:00〕

○ 竹内 英樹 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔再開 10:10〕

4番、仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

4番、仙頭です。通告書に従いまして、一般質問を行いたいと思います。役場内敷地のATMについてお聞きします。高規格道路建設のために、四国銀行が立ち退きになりました。それに伴い、今年に入って四国銀行のATMが、役場の敷地内に設置されています。近隣のまちでも、市役所の敷地内にATMを設置している所もありますが、当村と違い市役所の周りに公共交通の駅やバス停、商店街などが近くにあり、利用者がわざわざATMを利用するといった感じではなく、生活の動線の一部になっていて、当村のように独立した形ではありません。なぜ、役場の敷地内にATMを置くようになったかをお聞きします。

次に、役場の駐車場のキャパシティが足りていると考えているのかをお聞きします。ATMが役場の敷地内に置かれたわけですから、ATMを利用する人は、役場の駐車場に車を止めます。駐車場は、役場を利用する人で、常時一杯ということはないでしょうが、時間帯や村の行事が開催される時は、駐車枠外にも車を止めているのをよく目にします。また、下校時に図書館を利用する子どもや、お迎えを待つ子どもたちも多くいますが、ATMを利用する車も増えた現状で、安全と考えているのかをお聞きします。

次に、ATMが、四国銀行だけなのは、なぜでしょうか。高規格道路の建設に伴い、高知銀行のATMも立ち退きになります。同じ場所に二つあってもいいのではないかと思います。また、四国銀行、高知銀行だけではなく、他の金融機関のATMもあったほうが利便性はよいと思いますが、村長のお考えをお聞きします。

次に、桜ヶ池へ続く村道を改修してはということでお聞きします。津野地区の山ノ神西ノ平から、桜ヶ池に続く村道の老朽化がすごく激しいです。私も実際に車で通ってみました、道幅も狭く、軽四で通るのがやっとぐらいの幅です。お世辞にも真っすぐな道とも言えません。路面が荒れているのは、他の村道でもありますが、所々落石などもありますし、夏季になれば雑草が生え、見通しが悪く、通りにくくなることは容易に想像できました。この道の途中で三カ所ほどコンクリート舗装の路面に、10センチから15センチほどの幅で、草が2、3メートル生えている所があります。これは道が割れ、その箇所は、雨水に路面の下の土が流されて、路面が傾いていました。車が通行中に崩れる可能性はありますし、近年よく発生するグリ

ラ豪雨などが起これば、道は崩れてしまうのではないかというふうにも感じました。狭い道の上、路肩にはガードレールもフェンスもなく、路面から外れればすぐ山肌に車をこすり付けるか、脱輪するかで、右へ行っても、左へ行ってもどちらも危険です。その上、道路自体の状況が非常によくありません。この村道の改修の優先度は高いと思います。この道は、農作期には東地水利組合の人が、農業用地のために必ず利用する道です。多くの農家の方が、この水利組合に入り、この道は利用しているということです。この道が崩れた場合、通るのが困難になり、水の出し入れをしにいくことが難しくなれば、困る人が村には多くいるということは、容易に想像できます。3年ほど前から、この道を地元施行で改修工事をしていますが、ほとんど工事が進んでいません。必要性の高いこの村道を早期に改修すべきだと思いますが、村長のお考えをお聞きします。以上です。

○ 竹内 英樹 議長  
都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

おはようございます。仙頭議員の役場ATMについてのご質問にお答えをしたいと思います。まず、1点目のATMが役場敷地内に設置されることとなった経緯につきましては、おっしゃるように、高規格道路整備に当たり、四国銀行芸西支店の存続が不透明な中、万が一撤退ということになればたちまち住民の皆さまが不便になることも考えられましたので、早めに対応するようという指示を村長から受けておりました。そして、四国銀行を含め、他の金融機関合計6機関にATM設置の検討をお願いしてまいりました。そこで候補地として村民会館前の植栽スペースを検討することになりました。この植栽の撤去については、これまでの経過もいろいろとあったようですが、関係者の方々の承諾も得られましたので、この場所であるということになっております。しかしながら、ATM設置の希望があったのは四国銀行のみであったため、現状に至っているような状況です。

続いて、駐車場のキャパは不足しているのではないかというご質問ですが、確かにATM設置に伴いまして、駐車場の問題というのも当然考えられましたので、台数を減らさずに設置したいとの考えもあって、植栽スペースを活用するということとしました。また、確かに駐車場については、役場北側駐車場には、障害者用を含めて13台の枠がありますが、行事の際には枠外への駐車もよく見られます。また、来客用駐車場については、いつ頃かはちょっと定かではありませんが、役場南側駐車場は、以前公用車や職員駐車場として活用していたのを、現在は公用車のみとし、また台数も制限して、来客用として対応してきております。また、小学校東側も駐車場として整備し、小学校や保育所の行事の際に問題となっていた村道への縦列駐車問題にも一定対応もしてきております。来客用駐車場となりますと、職員用駐車場のように多少離れていてもよいというようなものではないので、これ以上の確保となると、現状では適当な場所がないため、混雑する際には小学校の駐車場へ止めていただくなど、不便をおかけしているとは思いますが、ご理解ご協力をお願いしているというのが現状でございます。

また、子どもの安全面につきましては、現状を把握しながら、今後また教育委員会などと協議しながら検討させていただきたいというふうに考えております。

それと、3点目のなぜ四国銀行のATMだけになったかということですが、これ先ほどの答弁と重複するところもありますが、住民の方が利用されているであろう各金融機関のほうへは、私のほうが直接出向き、担当者の方とお話をさせていただいて、ATMの設置についてはお願いをしてきましたが、各機関とも費用対効果の面とか利用状況なども検討していただけたとは思っているんですが、現状では設置はしないというような回答をいただいております。そういう経過もありまして、今回は四国銀行のみとなっておりますが、当然四国銀行においても他の場所、利便性が高い国道沿いとかっていうのも検討していたようですけれども、最終的には役場へということで、今回設置をしていただいております。また、他の金融機関からの役場敷地内へのATM設置の希望がありましたら、四国銀行さんとも協議の上、設置場所を確保することは可能というふうに考えております。以上です。

○ 竹内 英樹 議長  
松本土木環境課長。

○ 松本 巧 土木環境課長

仙頭議員の桜ヶ池の村道に関するご質問についてお答えをさせていただきます。まず、村内の道路施設につきましては、整備からかなりの年数が経過しておりまして、老朽化が進んでいる道路もあります。ご質問の桜ヶ池へ通じます村道桜ヶ内線につきましても、舗装面の傷んでいる部分もあり、また、幅員につきましても地形的な問題もありまして、普通車では通行できない道路となっております。

そのため、地元からは以前より拡幅の要望をお聞きしているところですが、村といたしましては、老朽化による村道の通常の維持管理費用の増大や近年頻発しております台風被害等への復旧対策、また高規格道路整備に関連する改良事業や橋梁等の点検義務付け、長寿命化対策の推進といった安全対策などに優先的に取り組んでいるところであります。

また、既存の村道を補助事業を使って道路改良する場合には、現行の道路基準に見合う規格での整備が条件となるだけに、桜ヶ内線につきましては、地形的な問題や日常の交通量など費用対効果の面も考慮いたしますと、補助金を活用した優先的な取り組みは困難ではないかと考えるところであります。

実際の取り組みに当たりましては、舗装面の損傷については、安全上問題がある場合には、補修対応していくことは当然でございますので、その部分につきましては十分注意をして対応していきたいというふうに考えております。地元の皆さまからは、拡幅に関する要望が強く、協議をさせていただいた上で地元施行による改良を行っておりますが、施工箇所につきまして、もうちょっと細かい協議をする必要があるのではないかと考えております。

現状では、補助金を配分できる範囲で、南から順次工事を進めている状況ですが、タイヤを落としやすい場所や、曲がり道など、通行しにくい場所を優先的に改良していかないと、改良が済むまで時間も掛かりますし、通行する方が改良の効果を感じることができないのではないかと考えております。

地元の方の要望はお聞きしておりまして、現状が通りにくいことは十分理解しているところでありますので、改良の進め方につきまして、地元の皆さまともう少し細かい協議をさせていただいて検討させていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○ 竹内 英樹 議長

4番、仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

答弁ありがとうございます。ATMの件ですが、6機関に打診をしたということですが、四国銀行のほうからしか返事がなかったということですよ。香美市のほうにちょっとお聞きしたところ、香美市は土佐山田の庁舎時代から四銀と労金のATMがあったので、香美市になっても引き続き、庁舎を立て直す時にも、それを設計に入れて建てたそうです。今、工事しています香南市のほうなんです、四国銀行がもともと野市庁舎時代からあったそうです。それに加えて、同じように他の金融機関に問い合わせたところ、労金のほうが入っていただけということで、一応入る予定になっているそうです。この高規格道路の立ち退きの時に、村内のスーパーに強く要望をしたのを、先の議会でもありましたが、この金融というのも村民にとっては、大切なものです。働く上では。また、お金のことですから、買い物するにしても何しても、金融機関というものは絶対必要なものだと思います。もともと銀行があってATMが2台あったものが、今は1台になっているわけです。そして、高知銀行がなくなれば、農協のと合わせて村内には3台しかATMが存在しないわけですから、スーパーの時と同様に、村のほうからも強く協力要望を求めるべきであると私は思います。駐車場の不便性というか、雨が降っているときとかは、皆さん当たり前ですけどぬれるのが嫌なんで車の中で待つわけですよ。みんな待ってるんですけど、並んで待つわけじゃないから順番も分からないじゃないですか。先に来た後に来た、乗ってるとか、ATM利用するのも、そういうのも、もうちょっと外でも待てるような工夫というか、そういうのがあったほうが、ただのATMじゃなくて、行政の庁舎の敷地内にあるATMですので、ユニバーサルデザインをもうちょっと考慮したような建て方というか、そういうような位置付けにすることも僕は必要ではないかと思っております。

次に道の件ですが、課長のほうから地権者の承諾というか、地権者とお話のほうは、地元の方とお話をされているということでしたが、一応その道に関わっている地権者の方とは話をして、道路の拡幅というか工

事をするという承諾は得ているということをご存知ですか。要はこういうふうには道ができた場合、この分は譲ってねって承諾をとっているらしいんです。一応、みんな高齢なので代が変わって、やっぱりわしゃ出せんとなる前に、何とかスムーズにいけるうちに、道を整備し直したいというのが地元の方のそういう思いもあるみたいです。来年度に、その地区って、測定の登記をする予定に入っていると思うんですけど、測量して登記をして、また道を造り直して、それを登記し直してという手間も、早く工事をすれば省けるのではないのでしょうか。いらん予算を使わなくてもいいと思います。先ほどの同僚議員の質問の中で、ふるさと納税を農業関係に生かしているという答弁がありました。水の確保という面で、そういうふるさと納税の導入もありなのではないかなと、先ほどの答弁を聞いていて思いました。他の所の水を出す場所ですよ、池も同じような条件やったらかまんがですけど、丸塚池のほうへ行ってみたら、確かに距離も遠いし道の状態も良くないですが、20、30キロのスピードは出せるんですよ。それぐらいのスピードが出せる安全性のある道なわけです。しかし、この桜ヶ池へ行く道は、とてもやないけどそんなスピードを出せる道ではないんです。右見て、左見てみたいない感じなんですよ。もし、そこが職場としたら、皆さんも役場へ来るの嫌やないですか、その道を通らないと仕事ができんというふうになったら、僕はそういう職場は、仕事は嫌です。なるべく、そういうような危険なあれも取り除いていくべきではないかと思えます。ちょっと難しいというように課長の答弁でしたけども、私は予算を投じて早期にやっていただきたいというふうに思えます。以上です。

○ 竹内 英樹 議長  
都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

私のほうから、仙頭議員のATMの再質問についてお答えしたいと思います。確かに、議員のおっしゃられるように台数が減ったりとか、待っていただく時間とかがあって、ユニバーサルデザインとかいうことも当然あるんですけども。確かに、混雑している時には、2、3人待っていらっしゃる方がおります。ただし、そのATMの設置の費用とかにつきましては、全て金融機関の負担で行っております。一台当たりの設置費用も決して安くはないということも聞いております。行政として費用負担などが、そのあたりできませんので、最終的に増設とか改修とかいうことになれば、四国銀行さんのほうが判断することとなると思えますけれども、そちらのほうから要望等がありましたら、村のほうでも検討して対応していけるところは対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○ 竹内 英樹 議長  
松本土木環境課長。

○ 松本 巧 土木環境課長

仙頭議員の再質問にお答えいたします。まず、用地等の問題につきましては、議員のお話にもありましたように、地元の方からはご協力いただけるということで承諾をいただいております。その中で、代が変わって、ひょっとしたら理解がもらえんとかいう可能性のこともお聞きしておりますが、まず、全体的な道路事業につきましては、同じこととなりますが、トータルの費用とかを考えた上で進めておりますので、なかなか事業を使って優先的に進めていくのは難しい面があるんじゃないかという思いはしております。それから、ふるさと納税と地籍調査等の問題ありますが、それは道路担当課といたしましては、別の問題ですので、ちょっと回答は差し控えさせていただきたいと思えます。利用される方が、非常に狭く、池の管理でも不便を感じているということは、十分分かるところではございますが、全長もかなり長い路線でございます。繰り返しになりますが、全体を広い幅でというのはなかなか難しいというふうに思っておりますので、少しでも通りやすくなるように部分的に早く改良ができるように進めていきたいというふうに考えております。

○ 竹内 英樹 議長  
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

仙頭議員からは二つの、役場ATMについて、桜ヶ池への村道の早期改修ということでご質問いただいております。まず、役場ATMについてご答弁をさせていただきます。四国銀行のATMが設置されました大まかな経過につきましては、先ほど担当課長から答弁があったところでございますが、駐車場も少ないことから駐車スペースを減らしてまでということは、難しいと当初から考えておりました。今回、高規格道路の整備に伴いまして、計画区域内では住宅も含めまして商業施設や金融機関についても移転対象となっておりますので、何とか移転存続をお願いをしてきたところではありますけれども、万が一ということも当然頭にはありまして、その場合にはATMだけでもどこかに設置できないかという思いもありまして、準備だけということで指示を出してありました。そこで、行政機関などに、議員も指摘されますように、よく見かけますような複数の金融機関の入ったATMの形が望ましいと考えまして、四国銀行が役場内にATMを設置するとなった場合を想定をしまして、合わせてそうしたところに入っただけでないかとの趣旨で、他の金融機関にも同様に検討を打診しておりました。一方で、四国銀行においては、ATM候補地については、担当課長も申しましたが、役場敷地内ありきではなくて、国道沿いとか、他の候補地も具体的に検討されたように聞いておりますが、その後四国銀行側も、他の候補地の選定作業が不調に終わったというふうなこともありまして、また、他の金融機関からは、正式な辞退の返事が役場にございまして、最終的には銀行内の経営判断として、役場敷地内に同銀行のATMを単体で設置することとなったというふうな経過でございます。

それから、仙頭議員のご指摘の役場としての駐車場のキャパシティの問題、これにつきましては、単純には香南市とか安芸市の駐車場の数から、単純に人口比で按分すれば、突出して少ないということではないとは思いますが、ここの村の特徴としまして、同一敷地内に図書館とか、村民会館だとか、保育所だとか、そうしたものが併設をされておりますので、一時的に極端に不足するというのは、どうしても避けることはできません。その点につきましては、担当課長も申し上げましたが、物理的に限界がある状況をご賢察の上で、ご理解を賜るしかないというふうにご考えております。

それから、例えばサンシャインと比べての四国銀行への働き掛けへの問題についてもご指摘いただきました。サンシャインのほうにつきましては、金融機関と比べまして村民の日常生活に非常にダイレクトに関わりがあり、また周辺の立ち退きも進みまして、現場周辺では周りが更地となっておりますので、非常に村民の関心も高い事柄でもありますので、私がことさらサンシャインとの接触のみに、例えば力を入れているかのような印象を持たれる方もいらっしゃるかも分かりません。しかしながら、四国銀行に対しましては、前村長の時にも、議長と担当課長とで、高知市の四国銀行の本部に要望に行っただとお伺いしております。その後、私になりましてからも、平成29年7月4日に老人クラブ連合会会長の金子征郎さん、そして食生活改善推進協議会会長の竹内笑子さん、そして、健康づくり婦人会会長の小松みち子さんにご一緒いただきまして、私と担当課長とで四国銀行の芸西支店長に面会をいたしました。そして、その場で連盟での要望書を提出させていただいております。その際に、支店だけへの要望だけでは弱いかもしれないというふうな支店長のご助言もいただきまして、その後、同8月8日に芸西支店長が同行していただきました上で、スケジュールの合わなかった竹内さんを除くメンバーで、四国銀行の高知市の本部を訪れまして、営業統括部の橋谷執行役員部長、そして同じく岡林調査役と面会をして、要望活動をさせていただいております。その後は、サンシャインの社長と同じような頻度で、芸西支店長とは面会を重ねてきてまして、アドバイスなどは適宜いただいておりますので、要望の頻度、熱意については、強弱といったものは全く持たずに接してまいったつもりではございます。そして、四国銀行の移転発表後に、別の四銀内の別の上層部の方とお会いする機会がありました際にも、この一連の件につきましてお話をさせていただきましたが、その方の弁では、ATMの台数を含めた今回の結果については大変申し訳ないですと、何かの条件提示があれば判断が変わるといったレベルの話ではなくて、今後の店舗展開、また整理等を進める上で、社内基準に基づいて社内協議を出した結論であって、あくまで一民間企業の経営判断と受け止めていただくしかありませんというふうなことでございました。この度の結果につきましては、私としても当然満足するものではありませんけれども、統合先となりました安芸支店長とは、現在も随時密な連絡が取れる状況を作っておりますので、今後におきましても、行政として可能な範囲で、いわゆる改善点、要望の伝達、また意見交換も続けてまいりたいというふうにご考えております。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長  
4番、仙頭一貴君。  
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

失礼しました。答弁漏れがございました。続きまして、桜ヶ池の村道改修についてご質問いただいております。基本的には、先ほど担当課長から答弁があったとおりでございますが、一つ優先度の考え方という問題も、非常に重要な問題かと思っております。度々、これまで議会などでもご指摘をいただいておりますけれども、全く同じ状況同士の比較というのは当然ないだけにですね、単純比較というのはならないのでありますけれども、通行量や現場の危険性、そして受益者の状況、事業量などで判断しておりますので、それぞれ頂いている要望箇所につきましては、日々本当にご不便を感じて改良を待っておられる受益者のことを考えますと、大変なご不満を持っておられるだろうなというふうには感じております。しかしながら、予算に限りがございますので、仙頭議員ご指摘の村道につきましても、担当課長も申し上げましたが、受益者の方々と、危険な箇所について優先的に改修するなど少しでも具体的に有効な方法について、十分に協議をさせていただきながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。失礼しました。

○ 竹内 英樹 議長  
4番、仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

答弁ありがとうございます。再々質問をします。銀行ATMの件ですけれども、村長もあんまり満足のできる形での決着ではなかったというふうにさっきの答弁で感じたんですが、いくら金融機関の銀行といえども民間の会社には変わりありません。それを公共の敷地内に置くということなので、一番は満足できる形で置いていただくのが一番いいと思いますし、駄目な場合は蹴るというのも一つの手段ではなかったのかなというふうにも思います。やはり、公共の敷地内に民間のものが入るということは、じゃあ、あそこは構のんに、なぜうちはいかんという話が出てくることにもなりかねないのではないのでしょうか。確かに、商売として、商業としてやっていくのは、公共の敷地内でやるのはおかしな話ですが、銀行もそれで飯を食っているわけですから、仕事としては大きく見れば同じことなので、それに対してみんなの同意が得られるような、一番の形でやるべきではなかったかなというふうに思います。

道のほうですけど、道のほうはできないというお話ですが、予算の都合がいたり、危険な箇所が多い道ですので、なるべく早期の改修ができるような方法をとっていただきたいと思います。以上です。

○ 竹内 英樹 議長  
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

仙頭議員からの再々質問にお答えいたします。確かに私、先ほど答弁で言いましたけれども、行政機関には非常に、他の市町村役場そして県庁などにも当然金融機関のATMというものが入っているのが、非常に多いわけございまして、例えば東隣の安芸市役所には、安芸市役所の西側に確か4個ぐらい入っているATMが今ございまして、以前は中に四国銀行のみのATMがあったんですが、それを手狭になったということで外に出した時の担当を私がやりました。なので、あそのサイズとうちの植栽のスペースでは、うちの植栽のほうがいっぱいだったので、4個から5個ぐらいは集合体で入っていただきたいというふうな考え、発想は持ちました。ですがなかなか、四国銀行さんの閉店に合わせて四国銀行さん側は、ATMを稼働させたいということもあって、そうした時間的なスケジュール感では、他の銀行さんがなかなかよう決断しなかったというふうなことの経過だったというふうに思います。ですので、なかなか、あと四国銀行さんも、先ほど申し上げましたが、役場内に設置することがありきではなくて、具体的な場所も聞いておりますけれども、具体的な協議内容も聞きました。いくつかの候補地の方といろいろやり取り、協議をして、それがこうこういう内容で不調に終わりましたというふうな報告はいただきました。なので、なかなか先に役場に設置

をすべきというふうな考え方ではないですけれども、最終的には集合体として設置したかったものが、単体になってしまったというふうなことでございます。先ほど言いましたが、四国銀行さんのATMに対する改善点、そして、やるならば他行さんも一緒にというようなことにつきましては、他行さんのほうにも今後も接触もとっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長  
9番、松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

9番、松坂です。通告に従いまして、村長と教育長に一般質問を行います。まず最初に、臨時職員の処遇改善についてお尋ねをします。2020年度から導入されます会計年度任用職員制度について、当村での運用または対応についてお尋ねをします。地方公務員の臨時非常勤職員は、平成28年4月現在で、全国で約64万人とかなり増加をし、教育の場面あるいは子育ての場面などで、さまざまな分野で活用されており、地方行政の重要な担い手となっています。しかし、その雇用条件は、賃金、期末手当、空白期間つまり雇い止めなど、非常に不安定なものとなっています。私も、これまで空白期間の問題を中心にその改善を求めてきました。今回の地方公務員法などの法改正に伴い、総務省公務員部長名で出された通知、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた必要な準備について」という文書の中で、今回の目的について、臨時非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確立することが求められており、今般の改正を行うものとなったとしています。現在、当村の臨時職員は、フルタイムで27人、パートタイムで79人ということです。その数字を聞いて、私もそんなに多くなっているのかという感じを持ちました。その職員は、各課にどのような配置になっているのか、その現状をまずお尋ねをします。

臨時職員の任用根拠は、地方公務員法3条の特別職非常勤、22条の臨時的任用、そして17条の一般職非常勤の三つです。当村の臨時職員は、どのような任用となっているのかお尋ねをします。また、2020年会計年度任用職員制度が導入されれば、どのような任用根拠になるのか。それによって、その職員に何が変わってくるのかをお尋ねしたいと思います。

もともと、公務労働の恒常的な業務は、正規な職員が担うというのが原則とされてきました。1956年当時の自治省が出した臨時定数化三原則では、第一にもともと恒常的な職務に従事させる職員を雇用期限を限って雇用することは、妥当性を欠くものであること。第二に現に雇用されている臨時職員についても安易な再雇用、または雇用期限の延伸を極力避けるとともに、できるだけ速やかに定数内の職員に繰り替え、その数を計画的に順次減少させていくということ。第三に臨時職員の待遇は、国における常勤職員の待遇を参考にするなど、一般職との均等を考慮して、順次その改善を図ることの三つの原則をうたっています。これは、60年前の過去の話だと思ってはいけません。この考え方は、今度の法改正に伴い総務省公務員部長名で出された通知の中でも、このように書いています。通常職員と臨時職員との関係の項目で、「地方公共団体の公務の運営においては、任期の定めのない常勤職員を中心とするという原則を前提とすべきものです」としています。通知によれば、常勤職員を要する職として、勤務時間の要件として、業務の量がフルタイムで、毎日というか一週間にすれば5日あること、業務の性質の要件として、業務の内容や責任の程度が相当期間任用されるべき職員がつくべき業務としています。そして、さらに加えて、会計年度任用職員の職務の内容や責任の程度については、常勤職員の職と異なる設定とする必要があります、としています。そして、今回の任用根拠の見直しに伴い、職の中に常勤職員が行うべき職が明らかになった場合には、臨時非常勤職員ではなく、任期の定めのない常勤職員の活用を検討すべきとしています。当村のフルタイムの臨時職員の27人が、どのような業務にどう従事しているのか、私にも全体は分かりませんが、例えば、保育所や幼稚園のクラス担任などは、その業務の内容や責任の程度などは、任期の定めのない職員をつけるべき職に当たるのではないかと思います。会計年度任用職員導入に当たり、フルタイムの臨時職員の職務の内容を見直し、任期の定めのない職員をつけるべきかどうか当村においても検討すべきではないかと思いますが、村長の見解をお尋ねします。検討してほしい。

次に、労働契約法18条と当村の臨時職員の雇用との関係についてお尋ねをします。民間に適用される労働契約法18条は、5年間継続して雇用された有期雇用労働者の無期転換を定めており、5年以上継続して同一の臨時職員が担当している業務は、正規職員をつけるべきではないかと思いますが、当村においても、5年以

上連続勤務している職あるいは人が、保育所や幼稚園を中心にいるのではないかと思います。その状況はどうなっているのかお尋ねします。また、任期の定めのない職員にすべきではないかと思いますが、村長の見解をお尋ねします。

次に、フルタイムの会計年度任用職員への期末手当、退職手当の支給についてお尋ねをします。総務省の通知によれば、フルタイムの会計年度任用職員には、期末手当を支給することとしています。また、退職手当も各地方自治体の条例に基づき適切に支給することとしています。当村では期末手当、退職手当を支給するのか、その用意はあるのかをお尋ねしたいと思います。また同じく、パートタイムの会計年度任用職員についても期末手当は支給すべきものとし、常勤職員やフルタイムの会計年度任用職員の取り扱いとの権衡を踏まえて定めるべきものとしています。当村においてはどのような対応をするのか、村長にお尋ねをします。

そして、処遇改善の最後に保育所、幼稚園の臨時職員の賃金についてお尋ねをします。同じフルタイムの臨時職員でも、その業務の内容、責任の程度に差がある場合があります。クラス担任的な業務をしている職員は、毎日週案とか日案を作ります。子どもの記録というものがあって、それを付け、一年間積み上げていきます。そういう職員には、やっぱり賃金の増額というのができないかなと思います。仕事を頼むほうも頼みやすいという声もあります。そのような対応ができないものかお尋ねをします。

大きな2番目の質問になります。次に、一人暮らしの高齢者も入居できる公営住宅の建設についてお尋ねをします。2015年の国勢調査によりますと、当村の一人暮らしの高齢者世帯は19.4%、数にして286人になると思います。夫婦での二人暮らしは14.6%で、合計すると全世帯の34%が高齢者だけの世帯となっています。これは、全国平均の22.5%よりかなり高い数字となっています。当村の1人、2人用の公用的な住宅は、いきいきハウスが9戸、野神団地4戸だけとなっています。いきいきハウスは共同生活的な要素もあり、普通の公営住宅とはちょっと違っていると思います。昨年村議会議員選挙がありましたが、その時私が行ったアンケートに返送されたものに、家が古くなくても収入がなく直せず、古い家に住んでいます。収入の低い人でも入れる住宅をもっと建ててほしいというものがありません。また、現在でも、高齢になってくると車にも乗れなくなり、中山間地や村の中心部から離れた所に住んでいると、買い物などでも大変な対応が求められます。当然、歩いても行けませんし、車でも行けませんので、タクシーを使いますので、1回往復すれば2000円弱のタクシー代を払っているという人もいます。また、今後年齢を重ねると、中心部に出てきたいという人もおられます。家の老朽化の問題でも、年月がたつと家もあちこち傷んでいきます。直すにしても、経費の問題もありますし、そして直してもそこでどれだけ住んでいられるのかという問題も考えると思います。一人暮らしあるいは二人暮らしの高齢者が安く入れる公営住宅を村内の中心部に増設する必要があると思いますが、村長の見解をお尋ねをしたいと思います。

最後に、就学援助制度の単価の引き上げ、そして新規の補助対象化についてお尋ねをします。親の経済力にかかわらず、子どもたちはしっかりと義務教育を受けることが必要です。就学援助制度は、親の経済力にかかわらず教育を受けるための仕組みで、小中学校で必要な学用品、給食などに係る費用を市町村がサポートする仕組みです。学校教材費、学校外活動費、修学旅行費、入学準備金、学校給食費など教育を受けるのに必要な費用を当村でもずっと支援をしています。その制度の裏付けとなっているのが、学校教育法で「経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、市町村は必要な援助を行わなければならない」学校教育法25条とされています。来年度2019年度、文部省は2019年度予算で就学援助制度の単価の一部引き上げを計上しています。入学準備金の新入学児童生徒学用品費の1万円引き上げ、小学校では4万600円を5万600円に、中学校では4万7400円を5万7400円としています。また、修学旅行費については、中学校で5万7590円を6万300円としています。そして、昨日中学校でも卒業式がありましたが、新たに小中とも、卒業アルバム代が新規に補助対象となっています。小学校1万890円、中学校8710円です。準要保護の基準は村が決めますが、来年度からクラブ活動費など3項目を追加しました。それに加えて、文科省が単価引き上げをした新入学児童学用品費、修学旅行費、新規に追加した卒業アルバム代について当村ではどう対応するのか教育長の見解をお尋ねします。以上です。

○ 竹内 英樹 議長  
都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

松坂議員の臨時職員の処遇改善についてのご質問にお答えしたいと思います。まず、1点目の当村の臨時職員の状況につきましては、3月の雇用状況にはなりますが、まずフルタイムの臨時職員については、議会1名、総務課1名、健康福祉課3名、産業振興課1名、企画振興課2名、教育委員会4名、保育所10名、幼稚園5名の計27名、非常勤の臨時職員については、総務課2名、健康福祉課12名、産業振興課6名、土木環境課5名、教育委員会12名、保育所29名、幼稚園13名の計79名となっております。なお、この人数につきましては、現在登録されている人数となりますので、必ずしも雇用実績があるものではありませんので、ご了承ください。

それと、2点目になります。会計年度任用職員制度が導入されるが、どのような任用根拠で今とどう変わるのかということになりますが、これまで臨時職員・非常勤職員とされてきました職について、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、特別職の任用及び臨時的任用の厳格化、一般職の非常勤の任用等に関する制度の明確化などが整備され、平成32年度から会計年度任用職員制度が創設されることで整理されることになり、大きく会計年度任用職員と臨時的任用職員と特別職非常勤職員の三つに分けられることとなりました。その中で会計年度任用職員の定義は、一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職とされており、任期はその採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定めること、同一の者が平等取り扱いの原則や成績主義のもと、客観的な能力の実証を経て再度任用されることはありうるものであることとされています。また、国のガイドラインには、いわゆる空白期間といわれる退職手当や社会保険料などを負担しないようにするため、再度の任用の際、一定の期間を設けることは適切ではないこと、それと期末手当や一定の条件を満たせば退職手当を支給できること、給料または報酬の水準についても、「職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるべき」とされ、職務経験や勤続年数により決定されるべきであるというふうにされています。

三つ目です。業務の内容を検証し、任期の定めのない常勤職員を配置すべき部署もあるのではないかとということですが、村としては、住民ニーズに応える効果的・効率的な行政サービスの提供を行うことを重要とし、それぞれの職の重要性を十分吟味した上で適正な人員配置に努めることとしておりますが、常勤職員が担う業務と非正規職員に任せる業務が、全く同じというわけではなく、正職員には非正規職員とは違い責任や職員としての専門的な知識なども当然必要になってきます。あくまでも臨時的・補佐的に必要な職ということを前提としているものであります。

また常勤職員の任用については、職員定員適正化計画で職員定数を定めており、その計画に基づいて人員配置を行っているところでありますが、村長の施政方針にもありましており、通常の業務量の増加だけではなく、職員派遣や育児休業・病気休暇の職員もおりますので、今後その計画、定員の計画の見直しについて検討していくとしているところです。

続いて、4点目の労働契約法18条の「5年間継続して雇用された有期雇用労働者の無期転換を定めている」、その業務の正規化という点につきましては、地方公共団体の常勤職員については、競争試験による採用が原則とされており、厳格な成績主義が求められております。これは、長期継続任用を前提とした人材の育成・確保の観点と、人事の公正を確保し情実人事を排する観点から必要とされているものです。このため、地方公共団体の臨時・非常勤職員が常勤職員として任用される場合には、競争試験などにより常勤職員としての能力実証を改めて行う必要があります。従って、地方公務員については、任用期間を通算した期間が5年を超える臨時・非常勤職員が任期の定めのない任用の申し出をしたときに常勤職員へ転換されるというような仕組みは設けられておりません。なお、地方公務員は労働契約法が適用除外というふうになっておるところです。

続いて、5点目のフルタイムの会計年度任用職員には、期末手当、退職手当が出せるようになりますが、その用意はあるかという点につきましては、現在も臨時職員については期末手当は支給しております。平成32年度以降の会計年度任用職員においては、国のガイドラインに基づき、期末手当、退職手当などを支給することが示されておりますので、村独自で退職手当は支給しないというようなことは考えておりません。また現在、細かい内容、条例等につきましては、現在精査をして検討しているところでございます。

続いて、6点目の保育所、幼稚園の臨時職員について、業務の内容により賃金を変えるというのはどうかという点につきましては、現在でも保育士は資格ありと資格なしで単価を変えているところではありますが、会計年度任用職員においても、国のガイドラインでは、「職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び経験年数等の要素を考慮して定めるべき」とされておりますので、初任給の決定や再度の任用の際に

は、職務経験や勤続年数なども考慮に入れることも検討しており、他市町村などとも情報交換しながら、先ほども申しました条例、規則などの改正作業を今後行ってまいります。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長  
岡村産業振興課長。

○ 岡村 昭 産業振興課長

松坂議員の質問にお答えをいたします。まず、最初に松坂議員にお断りしておきます。一般質問通告書を受けまして、質問の要旨のみでは質問内容が理解できず取材させていただきましたけれども、多くを語っていただけませんでしたので、答弁がかみ合わないことになるかと思っておりますので、ご了解を願います。

一人暮らし高齢者向け公営住宅の建設をとのことですが、現在、公営住宅の野神2団地のように1階が単身者向けの2K、床面積42.8平方メートルでプライベートが保たれるような建物なのか、それとも健康福祉課が管轄している高齢者住宅、通称いきいきハウスのように1部屋約6畳でトイレは各個室に完備されておりますけれども、お風呂とキッチンが共同利用するような建物をイメージしているのか定かではありませんでしたので、私なりに質問の要旨を考えた形でお答えをさせていただきます。

公営住宅としては、公営住宅法、村営住宅設置及び管理条例でも、単身で入居申請する場合、この間少しお話をさせていただきました時に私50歳と言いましたけれども、実際は60歳以上と記載されております。申請条件を満たされておれば公営住宅への入居は可能となります。そのうち単身者向け野神2団地の部屋数は4部屋ありますが、現在は満室になっております。

一方、高齢者住宅、いきいきハウスの入居者資格として高齢者住宅設置及び管理に関する条例第4条にうたわれており、第1項には「介護認定審査会においておおむね要支援、要介護1、要介護2と認定された者。ただし介護保険施設入居者については非該当と認定された者も含む。」を筆頭に第6項まで明記されております。部屋数は9部屋あり、現在4部屋が空室となっております。

質問の名目に、公営住宅の建設についてとありますのでお答えしますと、平成30年度から北芝団地の建て替えに要する費用を順次予算化しており、施政方針にもありますように、間もなく農用地区域の除外が認可される予定ですので、土地購入に向け準備をしております。今回の北芝団地の建物については、現段階で高齢者の日常生活への地理的条件を考慮した場合、少々利便性に難があるのかなと感じており、高齢者向けではなく、現在の北芝団地に居住している10世帯プラス移住者家族数軒分の住宅を考えております。以上です。

○ 竹内 英樹 議長  
池田 教育長。

○ 池田 美延 教育長

松坂議員の就学援助費についてのご質問についてお答えいたします。就学援助費につきましては、議員も申されましたが、2019年度の国の改訂で入学準備金や修学旅行費、それ以外の項目につきましても単価の引き上げがなされる予定です。また、卒業アルバム代にも新たに、議員が言われますように支給対象に追加される予定です。当村におきましても、国に準じて支給区分や支給額を決めておりますので、国の2019年度の要保護児童生徒援助補助金予算案が可決されれば、当村でも、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しまして、必要な支援は行うべきとの考えでございますので、アルバム代につきましても支給をする方向で考えております。

○ 竹内 英樹 議長  
9番、松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

9番松坂です。再度質問を行います。まず、会計年度任用職員導入に伴い、臨時職員の今の業務を見直すということについてです。見直すかどうかについては、さっき総務課長の答えでは答弁はなかったと思いますが、一番の今回の質問のメインは、それをすべきではないかということなんで、それをやってくれるか、

やってくれないか、やってほしいがために今3月議会での一般質問になっております。それが、3月議会で質問した意味ですので、ぜひ村長、これはやってほしいです。公務員部長名で出した文書にも、業務の内容は吟味し検討しなさいと書いてある。そして、村長もですね、先ほど総務課長が言われましたように、施政方針で、同じことか、「会計年度任用職員制度や住民ニーズの多様化、業務量の増加や職員派遣などを考慮し、村の職員定数適正化計画の見直しも検討していかなければならないと考えています」と書いています。これは当然、職員を減らすということではなくて、増やすという宣言だと僕は受け止めました。この施政方針の村長のその心について答弁をお願いしたいと思います。そして、あとは臨時職員とか、会計年度任用職員のフルタイムについてもパートにしても、期末手当あるいは退職手当を検討していくというかやっていくということなので、ぜひそれはよろしくをお願いしたいと思います。

そして、労働契約法の関係ですが、ということは、例えば人については試験が必要だと。しかし、その職についてどう考えるのか、その再来年からも同じような臨時での対応をするのかということについて、村長と同じ質問になってくるかもしれませんが、業務の内容をやっぱり検討して、人をそのまま移すんじゃなくて、その職に正規職員を充てるべきではないか、その検討が必要ではないかということなので、再度質問をいたしますので答弁をお願いします。言いたいことはですね、民間だろうが公務労働だろうが、有期労働というのは、不安定で不安があるということで、法でこっちは構ん、こっちはえいという話では絶対ないので、立法の趣旨からいえば、公務労働についても当然同じような考え方で対応してはどうかと私は思っていますので、ぜひよろしくをお願いしたいと思います。

それと、住宅のことですが、結局課長の答えの結論が何だったのか僕はよく分かりませんが、そのいきいきハウスのものを建てるのか、あるいはその野神的なものを建てるのかっていうのは、その人、高齢者それぞれの収入の問題あるいは体の状態、それぞれいろんな要素があるので、ある人はこっちに適用するがこっちに適用しないというのは当然出てくると思うんですよ。いきいきハウスは今9戸あって、4戸空いてると言うたか、だから余裕があるっちゃあるという考えもできます。ただ、公営住宅的な1人、2人用のものを造るということは、一つの大きな考え方だろうと僕は思います。それで、もう一つの条件として、できるだけ安くということを考えたら、やっぱり狭かったら安くなると思うんですよ。そして、もちろん4人用、5人用じゃなくて、1人、2人用やったら狭くなると、そして戸数も相対的には、よけできる可能性は出てくるわけで。だから、そういう面で、本当は僕はどちらでも対応できるような体制を、村としてはとるべきではないかというふうに考えております。答弁の中で、北芝団地の話が出ましたが、それはそれでやってもらうて、1人、2人用の対応というのは、その中に入っているのかどうなのかっていうのもちょっと分からないんですけど、その答えをちょっとしてほしいなと思います。

あと、教育長またそれは、就学援助のほうは、またよろしくをお願いしたいと思います。以上です。

○ 竹内 英樹 議長  
都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

松坂議員の再質問にお答えします。臨時職員の業務の内容の見直しについて答弁がなかったということで、お断りしておきます。申しわけございません。抜かっていました。その点につきましては、当然その保育士さんとかを想定されているのじゃないかという思いがありますので、教育委員会のほうとも相談しながら、あくまでも臨時的、補佐的な職という前提にはありますけれども、それがそうではないということでありましたら、また協議して検討していくというふうに考えております。

合わせて、その職が長期間あるということであれば、それは正規の職とすべきではないかというような点にありますと、そこは繰り返しになりますけれども、正職員については、限られた定数の中で、必要かつ適切な人員配置を行っているところでありますが、例えば保育士ですと、正職員が増えるということは、例えば保護者や子どもたちにとっては良いことであるというふうには考えますが、将来子どもが減ってきたときはどうするのかとか、一時的に正職員を増やすことはできても、仕事がなくなったからといって職員数を減らすことができませんので、そこも含めて今後も計画的な職員の採用、適正な人員配置を進めていきたいというふうに考えてます。

また、有期的な雇用が不安定と思われるので検討していくべきではないかということについては、基本的

には長期間雇用しているからとあって、その職員を切ると、次雇わないというような前提にはなくて、当然毎年、一会計年度で会計年度任用職員は期間があるわけですけれども、再度その能力を検討し、必要であれば再度の雇用はあり得るものとなっておりますので、その点をご理解をいただきたいというふうに思います。

○ 竹内 英樹 議長  
岡村産業振興課長。

○ 岡村 昭 産業振興課長

松坂議員の再質問にお答えをします。私の答えが何を言ったか分からなかったというようなことでしたけれども、北芝団地につきましては、現在 10 軒住んでおりますので、その方プラスして移住者家族数軒分をとということでお答えをさせていただいております。それから、面積によって、確かに一人向けとか家族向けということがあるかと思えます。先ほどは、数軒分の家族向けということをお答えをさせていただきましたが、単身であれば、60 歳以上であれば、入居の申請は有効ですので、そこをもったいないかと思うかどうか、また考え方はあるかと思えますけれども、家族ということであれば年齢に関係なく入居の申し込みをしていただけますので、そこをご理解をいただけたらと思えます。

○ 竹内 英樹 議長  
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

松坂議員のほうからは、私に 2 問、教育長に 1 問、ご質問をいただいております。まずは、職員の処遇改善についてのご質問でございますが、議員のおっしゃるとおり、保育所・幼稚園につきましては、相当数の臨時・パート職員を雇用しておりますが、これは他の自治体でも同様の傾向にあるものというふうに考えております。これを単純な言い方をさせてもらいますと、単純に常勤職員に置き換えていきますと、現在の保育所・幼稚園の正職員 14 名が倍以上になるというふうな計算になりますので、行政経費の極端な肥大化を招くこととなりますので、そこまでは現実的ではないにしろ、職員の定員適正化計画に定められた定員数の中で、昨年度から保育士の正職員を 1 名増員をして対応しているのが実情でございます。議員の思いとしましては、この臨時職員の処遇改善というのが大きなテーマであるというふうに思っております。これまで 6 回から 7 回、この制度についてではございませんけれども、処遇改善についての一つのテーマに沿って、質問を重ねられておりますので、大変な熱意を感じておりますけれども、今回は会計年度任用職員制度ということになりますと、その職員と同様に勤務条件や手当などの見直しもされているところですので、議員からご指摘のあった何点かにつきましても、それも含めまして、村としても制度の趣旨に沿った活用というものを検討していかなければならないというふうに考えております。あと、内容的につきましては、非常に運用の内容でありますとか、数字でありますとか、極めて実務的な内容での答弁になりますので、先ほど担当課長からお答えさせていただいたとおりでございます。

それから県の動向としまして、県がどのようにこの制度を捉え、どのように運用していくかというような、その方向性というものも、周りの市町村からすれば、非常に重要な問題になってまいります。ですので、今般の 2 月定例県議会に提出をされるのかなというふうに思っております。されてないようでございますので、なかなかいろんな理由もあると思えます。職員組合との協議が詰んでないとか、いろいろな具体的な理由はあると思えますけれども、今回に提出されてないとなれば、次は 6 月議会かなと、県においては思えます。他の市町村もそういうふうに見ていると思えますので、その県の提出された内容も見て、他の市町村もより検討を深めていくというふうなことになっていくのではないかなと思えます。今後におきましては、今後の子どもの人数などの動向も注視をしまして、また、認定こども園とか幼稚園・保育所の一元化、将来的な問題ですけれども、そうしたのも視野に入れながら、職員定員適正化計画の見直し検討していきたいというふうに考えております。

それから、職員定数の見直しにつきまして、議員のほうからもご指摘をいただきました。担当課長も答弁の中で触れましたが、その心はというふうなことでしたが、確かに議会冒頭の施政方針でも触れさせていただいたところではありますけれども、まだこの計画について具体的に作業に入っているわけではございませ

ん。ですので、現時点で私のほうから、根拠の乏しいままで拙速な答弁は控えるべきとは思いますが、例えば、全国の市町村を行政面積とか人口規模、そして産業構造などでグループ別に分類しております類似団体での比較によりますと、本村が含まれるグループには、全国で144団体のグルーピングがございます。その中に、高知県の町村が12団体入っております。その中で、人口1万人当たりの職員数に置き換えた場合、職員数を、芸西村は普通会計の職員数、これは一般会計に携わる職員に国保とか上下水道などの他の公営事業会計に携わる職員を加えたものですが、この普通会計ベースでみると、144団体中8番目に職員が少ないと。それから一般行政職の職員での比較では同様に、人口1万人当たりの職員数で比較すれば、144団体中6番目に職員が少ないというふうなデータがございます。このグループに属する県内市町村の中では、一番職員が少ないというような結果ではございますけれど、逆にですね、職員がわずかに今20名ほどで頑張っておられます大川村につきましては、同じグループにありまして、大川村につきましては、144団体中2番目に職員が多いというふうなデータになっておりますので、両方とも会計で見ても144団体中2位、2番目に職員がここは多いですよというふうな結果になっておりますので、これは小規模でも全て自治体に関わる仕事が同様に発生しているんだと、だからそういうふうな職員を置かなければならないんだというふうな限界率を超えているというふうなところでのデータだと思いますので、そこに一概にこのデータだけで、単純比較して本村の職員が少ないと判断するのは、少々乱暴なような気はいたしますけれども、データとしてはそのようなデータが出ております。ですので、こうした各種データ、そして現在の職員年齢構成、それから業務量、他市町村の状況を整理しながら、総合的に検討を進めてまいりたいというふうな思いで述べさせていただきます。

それから次のですね、公営住宅の建設でございますが、松坂議員からは高齢者向けの公営住宅の建設というご質問をいただいております、担当課長から答弁をさせていただきました。高齢化が進んでまいりますと、車を運転される方でしたら、一人暮らしであっても利便性はあまり考慮しなくてもいいかなというふうには思いますが、一方運転しない方々にとりましては、公共交通や量販店、病院へのアクセスについて利便性が高い場所でない、これからますます日々の暮らしに支障が出てまいります。そのことを考えましたら、現在村の公営住宅の建っている立地につきましては、一部の住宅を除いて、おおむね利便性が高い立地条件にあるのではないかなというふうに大づかみでは考えております。しかしながら、一言で高齢者住宅といいましても、議員のご指摘のような、いきいきハウスのような共同住宅の場合も含めまして、全国的にはさまざまな形があるかと思いますが、この部分はまだまだ研究不足、勉強不足ではあるというふうには感じております。ここで本来の意味に立ち返りますと、高齢者に限りませず、特に地方そして地域社会で生活するという事は、家族とか親戚そして近所の人たち、こうしたもののコミュニティの中で、個人を見守って、時には支え合いながら住み慣れた場所で、日々を暮していくことはまずは望ましいと、これが基本であるというふうには、私は考えております。そこで、その上に立って、ご家族でどうしても支援ができない場合などは、公的な介護保険制度とか、医療保険制度などを活用していただくというふうな現状になっております。その介護保険制度など、高齢化社会に必要とされる公的制度がある中で、そうした制度を個々の状況に合わせて十分に活用することなく、村独自の福祉施策として見守りも含む介護サービスの支援を求めるような高齢者専用住宅を一般財源を投入してまで増設していくというふうなことに對しては、まだまだ議論として習熟してない部分もあると思っておりますし、高齢者専用の個々の集合住宅となりますと、最初はその制度の趣旨に沿った形でスタートされましてもどんどんとお年を召されていきますので、そうした形の日々の安否確認に関しまして、現実的には非常に不安要素も出てきているというふうないくつかの課題も考えられますので、そうした、専用住宅の建設については現時点で具体的には考えておりません。それから、議員からはご指摘はなかったとは思いますが、一方で、現在村内の自宅に住んでいる一人世帯の方におきまして、家庭内に段差があったり、それから日常生活に支障を来している場合は、介護保険を利用して段差の解消や、てすりの設置など生活環境の改善もできることもございますので、議員におかれまして、もし個々のケースにおきまして情報をお持ちでしたら、ぜひ健康福祉課のほうにもご相談いただきたいというふうな考えております。

就学援助については、教育長が申し上げたとおりでございます。

○ 竹内 英樹 議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

[11 : 35 散会]